

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(序名) 大阪高等裁判所  
(査察事務担当者) 事務局次長 山田正人

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H28. 10. 5	大阪地方裁判所	会計課長	木原 義則	2
H28. 11. 9	神戸地方裁判所	会計課企画官	佐藤 広希	2
H28. 11. 16	神戸家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1
H29. 1. 19	大津地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1

### 2 査察結果

#### (1) 大阪地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
民事保管物について、数量の特定が不十分であるものが数点あった（具体的には、数量の記載がないもの、クリップで留められているだけの書類で枚数により特定すべきであるのに単に「1綴」と表示しているもの）。事件部における数量等の特定を確実に行うと同時に、会計課において受入れを行う際も十分に確認を行うよう指導した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 神戸地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告掲載業務委託契約において、検査職員が適正に検査を実施していることが窺えたが、請求書に誤った検査確認日を記載したものがあったため、付記を行う際には検査確認日を正確に記載するよう指導した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

官報公告掲載業務及び録音反訳業務請負契約において、請求書に付記された検査確認日や検査調書の作成日について、検査職員が休暇を取得した日や出張で不在であった日となっているものがあった（これらのケースは、いずれも検査職員の補助者が確認を行い、同日その事実を検査職員に通知したものであり、問題はなかった。）。実質的検査の観点からは、原則として検査職員本人が検査を行うことが望ましいが、例外的に検査の一部を補助者に行わせる場合は、同人に対し検査の意義や手順についてよく理解させるとともに、検査職員自身が最終的な確認をするようになされたい。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

再審事件にかかる押収物の一部について、番号札が付されていないものがある等、目的物を検索することが困難な状態であった。管理方法について再検討し、事件部とも協力の上、必要な補正を行う等して押収物の完全な管理に努められたい。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 藤木義裕

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官 職	氏 名	
28. 12. 5	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
28. 12. 8	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
29. 1. 16	大阪簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
28. 12. 6	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 11. 16	豊中簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 12. 2	吹田簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 12. 14	茨木簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 12. 12	東大阪簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 11. 14	枚方簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 10. 28	富田林簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 10. 4	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 11. 9	佐野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 　イ及びウを除き全般的に適正に事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - ア 庶務課庶務係から民事訟廷庶務係に引き継がれた現金書留を追跡調査したところ、庶務課庶務係から訟廷に送付された後で担当部署が異なること

が明らかになった場合、取扱要領では庶務課庶務係に返還した上で本来の担当部署に送付すべきところ、民事訟廷から直接本来の担当部署に送付されており、取扱要領の規定に従った処理がされていなかったので、今後は取扱要領に沿った事務処理を行われたい。

(イ) 自動契印機は厳重な管理が求められるところ、使用していない自動契印機が1台あった。今一度現状を確認し、現在使用していないものがある場合は本庁へ返納されたい。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

メモリカードは処理要領上、少なくとも年1回点検することとなっているところ、点検したことが帳簿上明らかになっていないという昨年度の査察結果について、支部民事部は点検日が記載されていたが、簡裁民事部については依然、点検日が記載されていなかったので、点検を行った際には帳簿にその旨を記載することを励行されたい。

エ その他必要と認める事項

特になし

- (2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (3) 大阪簡易裁判所  
指摘事項なし
- (4) 大阪池田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (5) 豊中簡易裁判所  
指摘事項なし
- (6) 吹田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (7) 茨木簡易裁判所  
指摘事項なし
- (8) 東大阪簡易裁判所  
指摘事項なし
- (9) 枚方簡易裁判所  
指摘事項なし
- (10) 富田林簡易裁判所  
指摘事項なし
- (11) 羽曳野簡易裁判所  
指摘事項なし
- (12) 佐野簡易裁判所  
指摘事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)

京都地方裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 竹口智之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28.10.6	京都地裁舞鶴支部	経理課長	福島広之	1人
28.10.13	京都地裁園部支部	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.12	京都地裁宮津支部	出納課長	中村昭治	1人
28.10.14	京都地裁福知山支部	出納課課長補佐	出山洋子	1人
28.10.24	京都簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人
28.10.19	伏見簡易裁判所	経理課長	福島広之	1人
28.10.26	右京簡易裁判所	経理課長	福島広之	1人
28.10.5	向日町簡易裁判所	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.17	木津簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人
28.10.7	宇治簡易裁判所	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.21	亀岡簡易裁判所	出納課課長補佐	出山洋子	1人
28.10.11	京丹後簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い指示したとおり是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
予納郵券の交換簿を郵券関連通達等の事務記録の最後に綴られていたが、別途、会計関係の帳簿として保存するよう指示した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおり是正されていた。  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
記録メディアの管理について、取扱要領に基づいて保管者が変更になった場合には、民事首席書記官、刑事首席書記官及び記録メディア担当者（経理課課長補佐）に記録メディア管理表を報告することになっているが、記録メディア担当者への報告が漏れていた。記録メディア担当者に報告するよう指示した。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
██████████が施錠されていなかった。保管する物がない場合であっても施錠はしておくよう指示した。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 新見雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29. 1. 11	神戸簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	3人
28. 11. 29	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 10. 5	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 10. 21	神戸地裁明石支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 12. 7	神戸地裁柏原支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 11. 22	神戸地裁姫路支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 11. 24	神戸地裁社支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 25	神戸地裁龍野支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 12	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 12. 13	神戸地裁洲本支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 9. 26	西宮簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 11. 15	篠山簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 12. 9	加古川簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 11	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

司法委員手当の支給につき、平成28年10月分において、1名の司法委員が同日に別の2件の事件の執務を行い、それら2件について日当の按分を行って支給した事案について、それら2件の執務時間が合計で1時間を超えているところ、1時間以内の支給区分に基づく日当を按分して支給していた。支給内容等を確認し、事後処理（日当の追給）が必要であれば、所管部署に報告の上、対応するように指

示した。

(2) 神戸地裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 神戸地裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正な事務処理がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い司法委員の日当の支給について、過払い戻入の事後処理が適正に行われていた。また、その事務処理態勢についても適切に改善されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 神戸地裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 神戸地裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い従前指摘された官報公告掲載業務委託契約に関する検査について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、すべて適正に検査が行われており、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 神戸地裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

司法委員の日当の支給について、1件、支給区分が誤っている支給があったが是正され、今年度については、ダブルチェックがなされており誤りは見受けられなかった。

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回査察では国庫帰属となった押収物の処分の事務処理が遅滞していたところ、  
今回の査察では処分を要する事案はなかったものの、処分手続きは速やかに行うことなど、適正な事務処理について理解していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 西宮簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 篠山簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(13) 加古川簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(14) 浜坂簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 奈良地方・家庭裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 地裁事務局長 秋田正之  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 家裁事務局長 藤原扇一

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H28. 11. 16	奈良地家裁葛城支部	地裁事務局長	秋田正之	4人
H28. 11. 11	奈良地家裁五條支部	家裁事務局長	藤原扇一	2人
H28. 12. 12	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	福富幸治	1人
H28. 10. 24	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	藤本昌彦	1人
H28. 11. 7	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	福富幸治	1人

2 査察結果

(1) 奈良地家裁葛城支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - (ア) 10月14日に仮出し（返還予定日は11月21日）の保管物について、仮出事由が「調査官調査」とされていたため、実際に記録の所在を当該調査官に確認したところ、既に担当書記官に返還されていた。担当書記官は、当該記録の返還を受け、仮出事由が消滅したことを認めた場合、速やかに保管物主任官に返還すべきであるところ、一定期間手許に保管していた。事務局と事件部との間で連携を密にして、保管物事務の適正な取扱いに努めるよう注意した。
  - (イ) 調停委員が司法委員又は参与員と兼務している場合の旅費の支給事務について、旅費の二重支払防止のためのけん制（チェック）態勢の確立が不可欠であるところ、家裁葛城支部において、単独処理で決裁されていない状況があり、チェック態勢の不備があったため、事務処理態勢の見直しの検討を指示した。
  - ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
是正されていた
  - エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 奈良地家裁五條支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (3) 奈良簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (4) 宇陀簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
今年度に発生した一般債権について、債権発生通知書を作成しているものの、  
国庫立替請求及び負担額通知簿への記載漏れが1件あったため注意した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所

(査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 船越英明

(査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 大垣直人

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者 員数
		官職	氏名	
H28. 11. 9	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	1人
H28. 10. 25	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	石井智世	1人
H28. 12. 13	大津簡易裁判所	会計課長	奥村善則	0人
H28. 10. 11	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	石井知世	0人
H28. 11. 16	甲賀簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人
H28. 12. 5	東近江簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に適正な処理がされているが、イに記載したとおり、MINTASの後納郵便の検査に関して不適切な事案が見られた。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

MINTAS料金後納郵便の検査について、第1順位の検査職員が休暇等により不在の場合において第2順位の検査職員以外の者が検査を行っていた。

第1順位の検査職員より事情を聴取したところ、第2順位の検査職員が任命されていることを理解していなかったことが原因と考えられることから、再度、確認するなどして、以後、適切な検査に努めるとともに、職員に対しても改めて周知するよう指導した。

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

イ記載のとおり、調停委員の勤務時間の管理について、勤務時間管理員、担当書記官、主任書記官及び庶務課長によるチェック態勢が不十分である点が見られた。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

調停委員登庁簿と調停委員出勤簿における終業時刻が合致していないものがあった（1件）。

直接的な原因是、勤務時間管理員が調停委員登庁簿に記載された終業時刻をシス

テムに入力する際、誤って他の調停委員の終業時刻を入力したことによるものであるが、その後、担当書記官、主任書記官、庶務課長によるダブルチェック及び勤務時間管理員によるセルフチェックの四重のチェック態勢がいずれも機能しておらず誤入力を発見するには至らなかった。

本件においては、支給区分に変更が生じるものではなかったが、調停委員手当の返戻等、過誤の原因ともなりかねないことから、以後の事務処理態勢の見直しを指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前年度においては、録音反訳業務委託契約の録音反訳完成通知が期限までに行われていない事案が複数件見受けられたが、今年度においてはそのような事案は見受けられなかった。

また、検査職員も契約内容に関して正しく理解しており、支部内におけるチェック態勢も機能していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大津簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全体的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務検査において、[ ]について、施錠していなかったため、常時施錠するよう指示したが、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 東近江簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし。

エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 神戸家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 山田 誠

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28.09.30	神戸家裁明石支部	事務局長	山田 誠	1人
28.10.07	神戸家裁伊丹支部	事務局長	山田 誠	1人
28.10.18	神戸家裁洲本支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.10.26	神戸家裁姫路支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.11.02	神戸家裁柏原支部	事務局長	山田 誠	1人
28.11.09	神戸家裁尼崎支部	事務局長	山田 誠	1人
28.11.28	神戸家裁浜坂出張所	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.11.29	神戸家裁豊岡支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.12.08	神戸家裁社支部	会計課課長補佐	堀川 博司	0人
28.12.22	神戸家裁龍野支部	事務局長	山田 誠	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁明石支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

人事訴訟事件等の証人尋問等において、デジタル録音機を用いて録音するためにSDカードを使用しているところ、SDカードの管理票が作成されていないなど、当庁が定める取扱要領どおりの管理がなされていなかった。

保管責任者である主任書記官が交替した際の引継が適正になされていなかったことが原因と考えられるので、直ちに管理票を作成するとともに、今後、引継があった際には、適正に対応するよう指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 神戸家裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸家裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 神戸家裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 神戸家裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 神戸家裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 神戸家裁浜坂出張所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 神戸家裁豊岡支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 神戸家裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 神戸家裁龍野支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし